# 平成30年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

# 平成30年2月26日(月曜日)

#### 議事日程第1号

# 平成30年2月26日(月曜日) 〈午前10時00分 開議〉

日程第1	会議録署名詞	差昌の指名
H 1 + 7 1	75 HX W( 40 /11 K	投口マノコロイコ

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 所管事項調査について

日程第5 議案第1号

日程第6 議案第2号から同第13号まで

日程第7 議案第14号から同第27号まで

日程第8 議案第28号から同第30号まで及び同第40号

日程第9 議案第31号から同第38号まで及び同第41号から同第44号まで

日程第10 議案第39号

# 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 所管事項調査について

日程第5 議案第1号

日程第6 議案第2号から同第13号まで

日程第7 議案第14号から同第27号まで

日程第8 議案第28号から同第30号まで及び同第40号

日程第9 議案第31号から同第38号まで及び同第41号から同第44号まで

日程第10 議案第39号

#### 〈応招議員〉 20名

#### 〈出席議員〉 19名

1番 平澤 惣一郎 君 2番 東野 恭 行 君

 $\top$ 

3番 Щ 本 剛 君 4番 吉 Ш 慶 君 5番 五十嵐 健 一 郎 君 6番 淪 Ш IF. 義 君 7番 佐 孝 君 8番 新 保 峰 孝 君 藤 保 君 笠 君 10番 坂 悟 11番 原 幸 江 中 実 12番 斉 木 勇 君 13番 村 君 14番 大 滝 豊 君 15番 中 立 君 田 古 昇 16番 Ш 君 17番 渡 辺 重 雄 君 18番 松 尾 徹 郎 君 19番 髙 澤 公 君

〈欠席議員〉 1名

吉

20番

9番 田原 実 君

尚

静

夫

君

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市 長 米 田 徹 君 市 長 木 村 英 雄 君 副 長 民 部 岩 良 之 崹 君 会計管理者兼務 将 世 君 務 課 長 本 Ш +斉 藤 喜代志 君 定住促進課長 青海事務所長 # Ш 賢 君 環境生活課長 五十嵐 久 英 君 健康增進課長 横 澤 幸 子 君 隆 商工農林水産課長 池 田 君 復興推進課長 孝 君 斉 藤 ガス水道局長 木 村 清 君 教 育 長 田 原 秀 夫 君

> 教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 磯 野 茂 君 長者ケ原考古館長兼務

Ш

本

修

君

副 市 長 織 田 義 夫 君 総 務 長 金 子 裕 彦 君 部 業 産 部 長 斉 藤 隆 君 企画財政課長 明 藤 田 年 君 土 昭 君 能生事務所長 田 市 民 課 長 池  $\blacksquare$ 正 吾 君 福祉事務所長 水 嶋 丈 明 君 交流観光課長 渡 辺 成 剛 君 建 設 課 長 見 辺 太 君 計 長 三 君 会 課 丸 山 幸 史 君 消 防 長 大 滝 正 育 教 次 長 佐々木 繁 雄 君 教育委員会こども課長兼務 教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 渡 辺 孝 志 君 市民図書館長兼務

監査委員事務局長 大 嶋 利 幸 君

〈事務局出席職員〉

教育委員会こども教育課長

局 長小竹和雄君 係 長山川 直樹君

#### 〈午前10時00分 開議〉

#### ○議長(五十嵐健一郎君)

おはようございます。

これより平成30年第1回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、田原 実議員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

#### ○議長(五十嵐健一郎君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、平澤惣一郎議員、11番、笠原幸江議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

#### ○議長(五十嵐健一郎君)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る2月19日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果に ついて委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番(松尾徹郎君)

おはようございます。

昨年12月26日と本年2月19日に、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、本日招集されました平成30年第1回市議会定例会に提出されました議案は、議案書のとおり、条例の制定・改廃が24件、平成30年度当初予算が12件、平成29年度補正予算が6件、また、専決処分の承認、計画の策定、人事案件がそれぞれ1件、このほか諮問案件が1件、合計46件であります。

このうち専決処分の承認につきましては本定例会初日に、また、諮問案件を含めた人事案件につきましては、最終日の日程事項とし、それぞれ委員会付託を省略し、即決にて審議することといたしました。

また、議案第2号、平成30年度一般会計予算から同第13号までの各特別会計当初予算案につ

きましては、申し合わせにより、議長を除く19人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置の上、審査いただくこととし、その他の議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

なお、3月14日の予算審査特別委員会は、日程の都合上、開会時間が午前11時に変更になりましたのでご承知おきください。

次に、会期につきましては、本日2月26日から3月26日までの29日間とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

なお、一般質問につきましては、質問者の人数割り振りが決定したことにより、3月8日は休会 となります。

次に、委員長報告について申し上げます。

総務文教及び市民厚生常任委員長から閉会中の所管事項調査についての報告をいたしたい旨の申 し出があり、本日の日程事項とすることといたしました。

なお、議会運営におけるタブレット端末については、引き続き、使用範囲、使用基準等を協議していくこととしております。

また、傍聴規則の一部改正及び政治倫理規則の見直しについても、継続協議とすることで委員会の意見の一致を見ております。

以上で議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの29日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの29日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります ので、ご承知願います。

日程第3. 行政報告

#### ○議長(五十嵐健一郎君)

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

おはようございます。

平成30年第1回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、新年度の市政運営の基本となります平成30年度予算を初め、条例や 補正予算など45件の議案について、ご審議をお願いいたしたいものであります。この機会に5点 について、ご報告申し上げます。

最初に、今冬の大雪の状況とその対応について、ご報告申し上げます。

強い寒波の影響により、市内では、1月12日に平野部を中心に大雪に見舞われ、市内9カ所の 観測所の平均積雪深が1メートルを超えたことから、同日午後5時に大雪警戒本部を設置し、情報 収集と警戒を行っております。この大雪により鉄道の運休や、国道8号では除雪のため糸魚川上越 間が交通どめとなるなど、交通機関に大きな影響が出たところであります。

また、今年の冬は、近年にない冷え込みとなり、多数の水道管の凍結被害が発生していることから、市民への周知に努め、水の安定供給を図ってきております。

その後も市内では断続的に降雪が続き、2月5日にも警戒本部を設置いたしております。

なお、大雪の影響による道路除排雪事業などの関連予算を1月31日付で専決処分しており、本 定例会におきまして、ご報告させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 詳細につきましては、お手元にご配付いたしました資料ナンバー1をごらん願います。

2点目に、行政組織の改編について、ご報告申し上げます。

平成30年度に向け、行政組織を一部改編いたしたいと考えております。

定住事業において、市の重要課題であります人口減少対策や地域振興などにおいて、企画部門との関連が重要となってきたことから企画財政課と定住促進課を再編し、新たに「企画定住課」と「財政課」にいたしたいものであります。

また、交流観光部門と企業支援部門との連携を強めたいことから商工農林水産課と交流観光課を再編し、新たに「商工観光課」と「農林水産課」にいたしたいものであります。

なお、本定例会におきまして、この改編に伴う関係条例をご提案いたしますので、ご審議のほど よろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料ナンバー2をごらん願います。

3点目に、国の平成29年度補正予算内示状況について、ご報告申し上げます。

市営事業につきましては21件で約7億4,000万円、県営事業は19件で19億円、国の直轄事業では6件で約14億7,000万円となっております。合計では、46件、約41億1,000万円となり、30年度への繰越事業となりますが、速やかに事業着手してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料ナンバー3のとおりでありますが、

今後、採択の段階で事業費が変更となる場合もありますので、ご了承願います。

4点目に、ユネスコ世界ジオパークの再認定について、ご報告申し上げます。

去る2月2日、ユネスコ世界ジオパークから、糸魚川ユネスコ世界ジオパークの再認定決定が通知されました。平成21年8月、日本で最初の世界ジオパーク認定を受けてから、今回で2回目の再認定となります。

当市のジオパーク活動は、10年を経過し、これまで市民を初め市議会、関係団体の皆様からご協力・ご支援をいただき、改めて感謝を申し上げます。今後も市民と一体なった活動を推進し、持続可能なまちづくりにつなげてまいります。

最後に、損害保険会社との包括連携協定の締結について、ご報告申し上げます。

2月21日、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 の各社とそれぞれ、地方創生における包括連携に関する協定を締結いたしました。

この協定を機に、産業振興や観光振興などの分野において連携を図り、さらなる地方創生の推進 に取り組んでまいります。

以上、ご報告申し上げました。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解と協力を賜りますようお願い申し上げまして、招集の ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(五十嵐健一郎君)

これで行政報告は終わりました。

十 日程第4.所管事項調査について

○議長(五十嵐健一郎君)

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、総務文教及び市民厚生の各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長 (五十嵐健一郎君)

保坂委員長。 [10番 保坂 悟君登壇]

○10番(保坂 悟君)

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の平成30年2月7日に富山県富山市で、シティプロモーションの取り組みについての市外調査を行い、午後から机上で所管事項調査を行っておりますので、その主な内容と結果をご報告いたします。

富山市では、企画管理部広報課シティプロモーション推進係長から説明を受けております。

富山市は「選ばれるまち」を目指し、シティプロモーションとシビックプライドの2本柱で事業を大きく展開しており、シティプロモーションでは、交流・定住人口をふやすために町の魅力を発見・再確認し、市内外へ積極的に発信することを行い、シビックプライドでは、自分たちが住んで

- 28 -

いるまちに対して抱く住民の誇りや愛着の醸成をすることを行っております。

この事業の取り組みは、平成18年の有識者のヒアリングからスタートし、平成20年に庁内全部局で横の連携によるシティプロモーション推進懇談会を経て、平成27年3月の北陸新幹線開業を目指したシティプロモーション推進計画を平成21年に策定しております。

この推進計画に基づき、全国へ富山市の情報を発信するとともに、市内にも地域愛の醸成の取り組みを行っております。

初めに、シティプロモーションは、ターゲットを富裕層、子育て世代、若者、また欧米の外国客を対象とし、主な取り組みは、英語版ウエブサイトの作成、全国規模の雑誌への掲載、「ペロリッチ」という犬のキャラクターを秘密結社鷹の爪を展開している株式会社DLEで開発し、それを生かしたショートアニメムービーをつくり、SNSで情報発信を行っております。また、女優でタレントの柴田理恵さんに特別副市長を委嘱してPRを行っております。

このほかにもシティプロモーション認定事業では、商品の包装紙等に限度額10万円の2分の 1補助を行っております。

次に、シビックプライドの取り組みの主なものとして、アメージングトヤマキャンペーンがあります。アメージングトヤマとは、富山市民が当たり前に享受していたものを改めて驚きのある新鮮なものとして感じられるためのキーワードで、真四角の枠の下のところに英文字で「AMAZING TOYAMA」のロゴを入れたシンボルマークとして、モニュメントやポスター、名刺、広告や冊子などの市民や民間企業がさまざまな用途に使用し、展開させております。

このほかにも富山市独自の政策参与と呼ばれる著名人によるプロジェクトを展開しております。 例として富山市出身の写真家、テラウチマサト氏によるフォトプロジェクト、エンジン 0 2 イン富 山をきっかけとした俳優の奥田英二氏による奥田塾などがあり、市民の地域への愛着形成に向けた 取り組みを行っております。

視察先での質疑では、プロの写真家テラウチ氏による小学4年生のフォトプロジェクトの費用については、講師費用は政策参与の報酬と交通費で実施し、カメラやSDカードは企業からの支援であり、少ない経費で実施しております。

情報発信に風の盆やホタルイカなどがない点については、富山の薬や魚などよく知られているものは、富山県が情報発信に取り組んでいるため、富山市の魅力でまだ知られていないもの、受け入れがまだ行われていないものを積極的に取り上げていきたいと回答がありました。

視察先では、このほかにアニメキャラクターや著名人について、各年度の事業費について、連携する個人や企業について、20人の政策参与について等、多くの質問を行っています。

富山市のシティプロモーションの成果は、具体的に数字で示すことは難しいが、交流人口の増加 や社会人口の減少の抑制には寄与しているのではとの説明がありました。

午後から机上調査において、委員からは、市民の意識を変える取り組みや新幹線開業後に人を呼び寄せるように考えている点が参考になった。シティプロモーションは、成果が見えにくい事業であるが、失敗を恐れずに取り組むことが必要であり、このことを議会側も認めていくべきである。東京での広報活動は砂漠に水をまくようなものであり、例えば、大火から復興に向け、立ち上がる姿を示すことこそが最大の広報の材料ではないかなどの意見もありました。

これら意見を踏まえ、総務文教常任委員会では、富山市だけでなく、他市の先進地の成果や効果

を調査し、糸魚川市のシティプロモーションに生かしていきたいことから、今後も継続して調査を 行うこととしております。

なお、今後の所管事項についての協議を行い、権現荘の経営問題については、既に行政処分が行われていること、広報で市民周知していることを踏まえて、議会改選前の権現荘経営問題についての説明責任を求める議会決議の内容に照らして、整理した権現荘問題報告書を行政と協力して作成する方向で正副委員長に委ねられております。

いじめについては、いまだに多くの事案があり、継続することとなりましたが、特に相撲クラブのいじめの件について見守る形としております。

このほかにも、今後、人口減少問題、少子化対策について、当委員会で調査することで意見の一致を見ております。

以上で総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、吉川慶一市民厚生常任委員会副委員長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

吉川副委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番(吉川慶一君)

おはようございます。

本日、田原委員長が欠席されておりますので、委員長にかわり報告させていただきます。

市民厚生常任委員会では、閉会中の1月19日と2月8日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、ごみ処理施設の整備について、第5期障害者計画・障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(ささえあいプラン)について、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画についての3点であります。

初めに、ごみ処理施設の整備についてでは、1月19日には、昨年12月1日に担当課より示された実施設計基本図面と、入札に使われた設計要求水準書に基づいて質疑し、2月8日には、委員会の意見を反映し、修正した図面や新たな資料に基づいて質疑をしています。

- 30 -

\_

委員会では、10月以降の質疑・意見を建物強度と地盤の安全性、津波対策、コストダウン・コストカット、環境学習・施設見学コースの充実について34項目にまとめ、担当課からそれぞれに対して検討していただき、丁重な説明を受けています。

その説明を受けて、委員会において確認したものは、津波対策、避難時の入り口と経路、ランプウェイの形状と幅員の変更、プラットホームの天井高さ、トイレの数の適正化、市職員用事務室等の広さの適正化、3階研修室兼会議室のオープンスペースへの変更、3階見学用の大型モニターの設置、3階見学用のオープンスペースの天井の高さや階段位置の再検討、1階会議室の見学者利用、1階に環境モニター設置、セメント材料となる主灰の排出の流れの説明、運営事業者による地元貢献、実施設計図の議会への提出時期、市職員の人数と業務内容など19項目です。

確認したものの中に特に報告すべきことは、3階の見学コースの建物デザインと変更についてであります。

委員より、委員会からの提案で、3階の会議室は間仕切りをとってオープンスペースとし、見学者がプラントをより見やすくするように展示窓を広くし、ブレースの箇所も窓にしたことなどを評価するが、天井の高さを上げることや展示空間の中に廊下状の部分ができること、階段室が邪魔になることなどについては、設計者・施工者の責任によるものであり、そこに委員会としては、入り込むことはないと考える。ただ、建物が完成し、議会や市民の皆さんが見学したときにすばらしいものができたと言っていただけるように最後まで知恵と力を出していただきたい。委員会では、調査に行った上越市のクリーンセンターでは、工事中であってもよりよいものをつくろうと努力し、現場の苦労はあったと聞いてきている。ならば糸魚川市も実施設計や工事現場でのコンサルタントと業者と市職員の熱意と努力で完成の折には、よい評価が得られるよう頑張っていただきたい。知恵と工夫にあふれたセンスのよい提案を期待し、改めて要望するとの意見を付して理解していくことが提案され、異議なく、委員会の総意としています。

また、委員会で引き続き調査をするとしたものは、地盤強度と安全性確認、液状化対応、地盤改良もしくは、杭の工法、建物耐震強度、シンプルな外観デザイン、施設名称の検討方法、建築費の他市施設との比較検討の根拠、運営費・修繕費の他市施設との比較検討、DBO方式によるコストダウンの検証、ごみ量の変動と運営費の契約など15項目です。今後は、コンサルタントである日本環境衛生センターや庁内の建築士のアドバイスで充実した資料により、早い時期に説明を受けることとしております。

引き続き調査をすることとしたものの中で、特に報告すべきことは、地震時の液状化対策、地盤 改良や、杭の工法についてボーリング調査の結果を待って協議することとしており、改めて3月の 委員会において詳細に報告を受けることとしました。

また、ごみ量の変動と運営費の契約について、ごみの減量に応じた運営費の変更基準をあらかじめ決めておかなければならないのではないかという質疑に対し、新しいごみ処理施設は24時間稼働で算定しており、この運転時間が大幅に変わる状況になれば協議の対象となる。燃料費、薬剤費の変動費については、ごみ量が減れば一定の基準で変動する契約となっていると答弁がありました。また、交付金等の見込みと一般財源からの支出額について、地方債として、一般廃棄物処理事業

債を使うことと過疎対策事業債を使う場合の2種類があり、一般廃棄物処理事業債を使う場合は、 実質、市の負担額は約27億6,000万円で、実質負担率が47.3%である。

もう一つは、過疎対策事業債を使う場合では、過疎対策事業債の交付税措置率は70%なので、 それを考慮した実質の負担額は13億2,000万円であり、負担率については22.6%となっている。 過疎債を使う比率をできるだけ100%に近づけるよう財源的な努力をしていきたいと担当 課から説明を受けています。

ほかに主な質疑として、コンサルタント業務を委託した日本環境衛生センターについて、その位置づけや責任について、いま一度、明確にしておくべきではないか。相談相手が日本環境衛生センターだけではなく、事業者が日本環境衛生センターと話してうまくやることが心配されるが、もう1者の相談先を持つ用心深さがあってもいいのではないか。市民本位・市民目線での取り組み、施設の名称の決め方一つとっても市民説明会などで検討するよう市民参加の場面をつくりながら進めることはできないか。ぎりぎりまでいいものをできるだけ少ない費用でつくるという立場でやってほしい。市役所は市民にかわって仕事をしているんだという立場で受託会社と交渉をやってほしいがどうかといったものもありました。

これに対して、1月19日の委員会では、理事者より、次期ごみ処理施設をつくるには環境省の補助金・交付金がぜひとも必要である。そういった点で、環境省にも強い日本環境衛生センターを活用し、交付金を獲得したいと思っている。もう一つの相談相手をどういうふうに確保するか、部内で検討し、研究したいと答弁されています。

また、2月8日の委員会では、担当課より、全国都市清掃会議に糸魚川市も入っている。全国都市清掃会議の濱田先生が今回の事業者選定委員であったので、困ったことがある場合は聞けるような関係をつくっていきたいと答弁されていました。

これに対して委員より、ごみの減量問題は長い目で見て節約になる。本当に真剣に考えていくべきだ。民間感覚で考えてほしい。集まった税金をどう使ってもいいという考えではなく、大事な税金を少しでも節約するのが行政本来の姿だということをよく覚えておいてもらいたいとの意見がありました。

また、ほかの意見より、糸魚川市は、コンサルタントの側からして、いいお客さんだと言われている。本来、糸魚川市がコンサルタントを雇って使うのであって、使われるということではないはずだ。技術的なことをわからない職員でも他市の事例を調査し、コンサルタントに問うていく、提案していくのが職員の仕事だ。コンサルタントに全部任せっ放しではだめだがどうかという質疑があり、担当課より、コンサルタントは、市の考え方も伝えながらチェックしていかなければいけないと思っている。もう一つの視点でチェックするという点では、任せるのではなく、市も一緒にチェックする形を考えていく。それをさらにチェックするのが議会と委員会だと思う。その上で職員も一緒になってチェックをする形を進めていきたいとの答弁がありました。

今回の調査で問題となったのは、建物の延べ床面積についてです。基本設計では約3,700平米と説明された床面積が7月に入札・契約となり、その後12月の委員会で出された資料では約4,300平米にふえたことで、その原因はランプウェイ部分を床面積に算入することを契約前も契約後も日本環境衛生センター、エスエヌ環境テクノロジー、糸魚川市が気がつかずにいたということです。このことを委員に問われ、ランプウェイは提案書に記載した基本性能を定めてあるので面積の記載がなかったのは意図的ではないと思うが、事業者としては記載すべきだった。9月の議決の時点では、延べ床面積は3,700平米で、図面等を確認する中でランプウェイの面積の記載

がないということで12月の委員会で訂正したが、その点、非常に申しわけないと感じているとの 答弁がありました。

委員から、契約時における確認、その後の変更の行政対応、委員会に対する資料の出し方に問題があった。建築確認に必要な面積計算のキープランとリストを示すように指摘があり、最終的な確かな面積を3月の委員会で確認いたします。

そのほかに、3月定例会以降の所管事項調査に向けて、ごみの搬入から処理・焼却、余熱利用・セメント材料となる主灰についての「人」「もの」「金」の流れと運営費をわかりやすく説明した資料の提出を説明し、しっかりとしたプレゼンをお願いしたいがどうかという質疑に対し、資料を作成し、提出すると答弁されています。

その他、質疑が多く行われておりますが、割愛させていただきます。

次に、第5期障害者計画・障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画(ささえあいプラン)について、及び高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について報告いたします。

この2つの計画は、1月10日のパブリックコメントに合わせて当委員会委員に送付されていることから、資料の説明は概要にとどめ、障害者計画では第3章の部分が、また、第7期介護保険事業計画では第4章の部分が、それぞれの施策の肝の部分と思われるので、そこを集中的に調査をするものといたしました。

まず、第5期障害者計画・障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画(ささえあいプラン)ですが、 闊達なる質疑が行われており、その中から幾つかをご報告いたします。

委員より、国の福祉の方針が大きく変わってきたのではないか。情報収集をしっかりとして計画を立ててほしいがとの質疑が出され、担当課より、国の動向と現場を把握しながら計画を策定し、必要に応じて国への要望等もしていくと答弁がありました。

また、委員より、障害者の就労支援における商工会議所、商工会との連携について、また、福祉 連携における指導・育成についての質疑があり、障害者の就労できる施設・企業を開拓するための 情報交換と計画づくり、福祉事業所の職員を入れて実習をして、ひとり立ちへの支援をするという 答弁されました。

続いて、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画ですが、この第4章、施策の体系と展開について、委員からの意見と提案を施策実施の中で取り上げてもらうようにするため、ワーキングシートを使って委員の考えを見える化して、委員会でまとめることといたしました。

なお、資料について担当課の説明が終わったところで所定の時間となりましたので、質疑とまとめを次回の委員会で行うものとしましたので、今回報告すべきことはありません。

以上で、市民厚生常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

# ○議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5. 議案第1号

○議長(五十嵐健一郎君)

日程第5、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

「「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第1号は、平成29年度一般会計補正予算第8号の専決処分の報告であります。歳入歳出そ れぞれ2億6,000万円を追加しております。これは、このたびの豪雪による道路除排雪事業等 の追加であります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長がご説明をいたします。

以上でありますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

○企画財政課長(藤田年明君)

おはようございます。

それでは、一般会計補正予算第8号について、ご説明いたします。

今回の補正は、市長の行政報告にもありましたが、今冬の豪雪により除雪経費等に不足が生じる 見込みとなったことから市民生活に影響を及ぼさないように、平成30年1月31日付で専決処分 したものであります。

最初に、歳出からご説明いたします。予算書の12、13ページをお願いいたします。あわせて、 議案第1号の説明資料をごらんください。

除排雪費の1、道路除排雪事業で2億5,500万円で、総額2億6,000万円を補正したもので あります。

3款1項1目、老人福祉費の9、屋根雪除雪等費用助成事業は500万円、8款2項2目、道路

説明資料をごらんください。

まず、3款の屋根雪除雪等費用助成事業でありますが、過去の実績を見ますと平成23年度が総 額で約1,000万円となっております。今冬の降雪も平野部を中心として、平成23年度並の実 績となっていることから、予算現額500万円に今回500万円を追加補正し、総額を 1,000万円としたものであります。

次に、8款の道路除排雪事業についても同様に、1月末の実績額と平成23年度の状況を勘案し、 予算現額 5 億 3, 2 5 4 万 9, 0 0 0 円に 2 億 5, 5 0 0 万円を追加補正し、総額を 7 億 8, 7 5 4 万 9,000円としたものであります。

なお、資料左下になりますが、2月20日現在の執行済みの額は、約7億500万円で予算残額 は8,200万円程度となっており、今後の降雪状況によっては再度の補正もあり得る状態となっ ております。

次に、歳入を説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

10款1項1目、地方交付税は、所用の一般財源として普通交付税と特別交付税を計上しており ます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(五十嵐健一郎君)

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を 省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6. 議案第2号から同第13号まで

○議長(五十嵐健一郎君)

日程第6、議案第2号から同第13号までを一括議題といたします。

提案理由の説明と合わせ、平成30年度の施政方針について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

議案第2号から同第13号までの平成30年度各会計予算案を提案するに当たり、新年度に向けての私の所信の一端とその主要施策の概要について申し上げます。

初めに、国・県の動向について申し上げます。

今通常国会に当たり安倍内閣総理大臣は、50年、100年先の未来を見据えた新たな国づくり-を目指し、働き方改革、人づくり革命、生産性革命、地方創生を掲げ、国難と捉えた少子高齢化を 克服するために全世代型の社会保障制度への転換を進めることを表明いたしております。

国の新年度の一般会計予算は、「経済・財政再生計画」の集中改革期間の最終年度の予算として、 経済再生と財政健全化の両立を実現するとし、総額97兆7,000億円で、前年対比0.3%の増 であります。

歳入では、税収が、前年対比、1兆3,000億円、2.4%増の59兆1,000億円となって おります。

歳出では、幼児教育の段階的無償化、保育士・介護人材等の処遇改善など、人づくり革命や生産性向上等のための税制上の措置などの施策を推進し、経済再生に向けた積極的な予算づけを行っているほか、国債発行額を6年連続で縮減するなど、引き続き、財政健全化に配慮した予算としております。

また、平成30年度の地方財政計画の規模は、通常収支分において86兆9,000億円、前年対比0.3%の増といたしております。

一般財源規模では62 % 1,000億円とし、前年並みの予算額を確保する一方、地方交付税においては2.0%の減、16 %円といたしております。臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は20%円で、1.9%の減となっております。

歳出では、地方創生を推進するため、「まち・ひと・しごと創生事業費」において、引き続き、 1 兆円を確保したほか、緊急防災・減災事業費を前年同額の5,000億円といたしております。 続いて、2月14日に発表された県の一般会計予算案の総額は1兆2,392億円で、前年対比

- 36 -

1.2%の減となっております。教職員給与負担の政令市への移譲分112億円を除きますと0.4%の減となっております。

歳入では、県税収入を2.6%の減としており、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税についても0.5%の減といたしております。

歳出では、「命と暮らしを守り、現在と未来への責任を果たす」として、「にいがた未来創造プラン」に掲げた5つの将来像を中心に、原発事故に関する3つの徹底的な検証を初め、インフラ施設の適正管理・長寿命化対策、地域医療体制の維持・充実のほか、最重要課題である人口減少問題の対策には、子育て・教育環境の充実、産業振興など、県政のあらゆる分野での政策を総動員して取り組み、新潟県の総合力を高める予算といたしております。

このような国・県の予算案の状況を受け、平成30年度の市政運営、基本的な考え方、予算の編成方針、並びに施策の概要について申し上げます。

新年度は、第2次総合計画の着実な推進と大火からの復興を前進する年として、その重点課題である人口減少対策と人口減少社会に対応したまちづくり、駅北復興まちづくり計画の着実な推進に、これまで以上にスピード感を持って取り組んでまいります。

今後も人口減少が続くことを踏まえ、30年先も持続可能な行政サービスを維持していくためには、財源の確保、将来を展望した公共施設の計画的な管理や修繕、前例踏襲の脱却と事業の再構築を進め、中長期的な見通しに立った健全な行財政運営に努めるとともに、ジオパークやヒスイを初めとする地域固有の資源を交流人口拡大の誘因として捉え、市民、地域、事業者と連携し、効果的な魅力情報の発信と来訪者や糸魚川ファンとのつながり強化に取り組む必要があります。

平成30年度の予算編成に当たっては、「がんばろう糸魚川」をキーワードに次の4項目を重点 施策といたしたものであります。

1点目は「地域資源と人財を活かすまちづくり」、2点目は「こどもや若者・女性の夢をかなえるまちづくり」、3点目は「協働による安心・元気なまちづくり」、4点目は「駅北大火からの復旧・復興に向けたまちづくり」であります。

1点目の「地域資源と人財を活かすまちづくり」では、産学官金労言の連携により、地域資源を 最大限に活用し、地元産品の魅力発信や販売力強化を図り、地域経済の好循環化に向けて取り組ん でまいります。

また、しごとオープンキャンパス事業により、地域産業の魅力を地元定着につなげるとともに、 次の時代を担うリーダーの育成や資格試験受験料の助成により、専門的技術の向上を支援し、地域 産業の活性化を進めてまいります。

さらに、北陸新幹線やユネスコ世界ジオパークの優位性を生かし、糸魚川の魅力の情報発信により誘客を推進し、交流人口の拡大に努めてまいります。

2点目の「こどもや若者・女性の夢をかなえるまちづくり」では、子供たちの郷土愛の醸成に向け、保育所、認定こども園が取り組むふるさと体験学習や地域活動へ支援するほか、保育施設の整備により、保育環境の充実に取り組んでまいります。

また、新たに妊産婦の医療費を助成するほか、子供の入院費用を無料化するなど安心して産み育てられる環境の整備により、結婚や子育て支援を充実してまいります。

子ども一貫教育方針のもと、明日を担い、地域を支える子供の育成のため、外国語指導助手、学

校図書館司書の配置拡充、学力向上に向けた教育環境を充実を図るとともに生徒指導員の配置などにより、いじめ・不登校対策に努めてまいります。

さらに、女性や若者が働きやすい職場環境の整備やテレワークなど場所や時間にとらわれない新 しい働き方を支援し、地元就職や定住の促進を図ってまいります。

3点目の「協働による安心・元気なまちづくり」では、市民の健康づくりに向けて、各種運動教室開催による運動習慣の定着化や、医師確保のための研修医受け入れを支援するなど地域医療体制の充実を図ってまいります。

また、介護人材の確保のため、事業所の研修生受け入れに支援することにより、充実した介護サービスの提供に努めてまいります。

市民一人一人が、日ごろから災害に備える体制づくりの推進や消防団活動への支援を図り、地域防災体制の強化に取り組んでまいります。

さらに、地域の未来を担う若者やリーダーを育成し、持続可能な地域活動を推進するとともに高齢化の進んだ地区や中山間地域の活性化を支援してまいります。

4点目の「駅北からの復旧復興に向けたまちづくり」では、密集市街地防災方針の策定や初期消火資機材の整備など火災予防を推進するとともに、大型防火水槽の設置や被災地に元気を取り戻すにぎわい創出広場の整備、住みよい住環境を備えた復興市営住宅の建設、市道の美装化、無電柱化など、歴史的な町並み景観を再生し、災害に強く、にぎわいのある、住み続けられるまちづくりを着実に推進してまいります。

以上、平成30年度の一般会計の予算総額は、276億6,000万円で、平成29年度当初予算と比べて13億1,800万円、5.0%の増といたしております。

歳入においては、合併算定替えの終了により、普通交付税の減額や市税の減少など、一般財源が縮小する中で国の補助金を確保し、市債や基金の活用を図りながら前年を上回る予算規模とし、重点施策の達成に向けた予算づけができたものと考えております。

国民健康保険事業を初めとする特別会計では、下水道事業、簡易水道事業が企業会計へ移行した ことから、総額113億2,680万円で、34.1%の減としております。

一方、企業会計では、80億3,620万円、228.8%の増とし、全会計の予算総額は、470億2,300万円で、前年対比10億5,717万円、2.3%の増としたところであります。 次に、主要施策の概要について、「平成30年度当初予算参考資料」の42ページ以降の「総合計画実施計画事業の予算概要」に従い、ご説明申し上げます。

第1章、「郷土愛にあふれ 夢をかなえるひとづくり」について、申し上げます。

「0歳から18歳までの一貫した子育てと教育の推進」では、子供を安心して産み育てられる社会を目指し、保育料軽減など子育てへの経済的支援を継続するほか、新たに妊産婦に対する医療費の助成、保育園の施設整備や魅力あるふるさと体験保育事業への支援など子育て環境の充実に努めます。

いじめ・不登校対策等では、児童生徒の思いやりの心と、みずから考え行動する自主的な活動、リーダーの育成を目指し、いじめや不登校を生まない学校風土づくりに取り組んでまいります。

「結婚を希望する男女への婚活支援」では、婚活イベントや結婚に係る相談会の開催など、結婚を望む皆さんが結婚できるよう支援してまいります。

- 38 -

+

1

「生涯学習の充実」では、市民一人一人がふるさとを愛し、生涯にわたり活躍できる社会の構築を目指し、公民館体制とそのネットワークを最大限に活用し、幼稚園・保育園、学校、家庭、地域等と社会教育団体が連携を進め、郷土愛の醸成に取り組むとともに、家庭教育力の充実・強化を図ってまいります。

また、美山陸上競技場の施設改修を実施し、市民がスポーツに取り組む環境整備を進めてまいります。

「文化の振興」では、講演会やふるさと短歌大会の開催により、郷土の偉大な文学者の顕彰に努めてまいります。

また、芸術文化の振興を図るため、すぐれた芸術文化の鑑賞、市民の文化活動の発信拠点として、 文化施設を有効活用するとともに、文化協会や文化団体などの活動支援を行い、市民の主体的・自 主的な芸術文化活動を支援してまいります。

国指定文化財名勝「親しらず」では、解説看板等の整備、本市の特徴的な自然・歴史資源の保存 と活用により、ふるさと学習の促進や交流人口の拡大を図ってまいります。

第2章「健康で元気なひとづくり」について、申し上げます。

「健康づくりの推進」では、健康寿命の延伸を目指し、市民が健康で生き生きとした生涯を過ごすため、がん検診や特定健康診査を初めとする各種健康診査の受診率向上を図り、市民の健康維持・病気の早期発見に向け、健康指導と健診体制の強化に努めてまいります。

また、認知症予防の面では、地区公民館などに設置した検査機器の利用を啓発するとともに、相談会の実施により、認知症の早期発見・予防に取り組んでまいります。

運動習慣の定着を目指し、健康づくりセンター「はぴねす」の水中運動などの機能充実のため、 新たにプール整備を進めてまいります。

「安心できる医療体制の充実」では、誰もが安心して医療が受けられるよう、研修医の受け入れ に対する支援を拡充するほか、今後も国に対する医師の地域偏在解消に向けた要望を行うとともに、 県と連携しながら、地域医療を担う医師の確保に取り組んでまいります。

また、市民が安心して医療や介護を受けられるよう、老朽化した僻地診療所の整備を進めるほか、 不足する介護人材を確保するため、研修生を積極的に受け入れる事業所への支援を実施してまいり ます。

「地域で支えあう福祉の推進」では、引き続き、地域福祉の重要な役割を担っている社会福祉協議会への運営費助成を行ってまいります。

また、障害があっても、住みなれた地域での自立した生活を目指し、一般就労に向けた訓練や生活介護、居宅介護等を行うとともに障害者の社会参加を促進してまいります。

「高齢者への支援」では、高齢者が安心して住みなれた地域で生活ができるよう、健康づくり、介護予防を推進し、地域における支え合い体制の構築に向け、地域との協議を深めていくとともに、引き続き、介護サービスの充実に向け、人材を育成するために、介護従事者の就職支援、技術力向上に向けた資格試験受験料助成を行ってまいります。

第3章「にぎわいと活力のあるまちづくり」について、申し上げます。

「若者が求める就業環境づくり」では、ワーク・ライフ・バランス社会の実現を目指し、職場環境の整備や若者や女性が働きやすい就労環境の取り組みを推進し、若者の定住や女性の社会進出に

向けて、力を注いでまいります。

具体的な取り組みとして、国が進める新しい働き方の提案と在宅就業等を支援するテレワーカー 養成や働きやすい職場環境改善への助成を行い、若者や女性の社会進出と市内企業への就業を促進 してまいります。

また、県や雇用促進協議会、企業と連携し、首都圏や市内での求人説明会や市内産業の魅力を広く知っていただくための体験イベント、企業見学バスツアーなどを実施するとともに、U・Iターン就職を促進するため、市内企業の情報発信支援を行い、若者やその保護者を通じて地元就職の働きかけを行ってまいります。

「魅力ある産業の振興」では、農林水産業の担い手確保対策の一環として、新規就農者の育成支援により、生産性の向上と経営の安定化を図ってまいります。

また、山村振興地域の活性化に向けた資源活用を支援するとともに、糸魚川産品のブランド力向 上によるイメージアップと販売力強化、地産地消の促進を図ってまいります。

あわせて、日本型直接支払広域運営組織を中心としながら農村地域の資源保全や活動支援に引き 続き取り組んでまいります。

農業施設整備では、老朽化した農道橋の保全対策を実施するほか耕作条件を改善するため、用水 路や畦畔の整備を行い、生産基盤の整備を推進してまいります。

林業振興では、地場産材の利用促進や販路拡大のため地場産材を活用した住まいや店舗づくりに 対する助成のほか、老朽化した林道橋の補強整備を行ってまいります。

水産業振興では、水産資源活用産学官連携推進事業により、地元産品の海外市場販路開拓や販売 促進、海洋高校の特色ある教育との連携による人材育成を図ってまいります。

また、金融機関や商工団体等で構成する創業支援ネットワークを活用し、起業や創業を促進するとともに、地域課題である買い物困難者の生活を守るため移動販売事業に支援してまいります。

「交流人口の拡大と観光振興」では、山の魅力を高めるため、ホームページによる情報発信機能の充実や、避難小屋の改修など、他の地域にはない山の観光資源を生かした観光誘客に努めてまいります。

また、北アルプス日本海広域観光連携会議による広域周遊ツアーの開発や新幹線糸魚川駅を利用する旅行企画への助成など新幹線の利用促進とともに、外国人観光客の受け入れ態勢の整備によりインバウンド観光を推進し、糸魚川の強みを生かした誘客に努めてまいります。

施設整備としましては、親不知ピアパーク漁火の空調設備改修のほか、月不見の池の水位確保に 係る調査を実施するなど観光客の利便性や景観の向上により、誘客促進を図ってまいります。

第4章「みんなが住みよいまちづくり」について、申し上げます。

「暮らしやすい生活圏の形成」では、人口減少など社会経済情勢の変化を踏まえ、持続可能なま ちづくりを見据えた居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能のあり方についての検討を進めてま いります。

「地域公共交通の確保」では、市民生活を支える公共交通の利便性の確保に向け、新駅設置や路線バスの再編に取り組むとともに、公共交通の利用を促進してまいります。

「交通ネットワークの整備」では、関係市町村と連携して、物流や観光交流の交流網強化に向けて、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期事業化に取り組んでまいります。

1

「快適な住環境の整備」では、難視聴対策施設の設備更新や美山公園、高畑児童遊園の施設整備 により、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

水道事業においては、下早川地区及び根知地区の簡易水道の公営化に向け、整備を計画的に進めてまいります。

公共下水道では、管路や処理場の耐震対応のほか、長寿命化計画に基づいた施設の改修、統合を 推進してまいります。

第5章「人と自然にやさしいまちづくり」について、申し上げます。

「環境の保全と資源循環型社会の形成」では、市民が快適で美しいまちで暮らすため、地域で行う環境美化活動に支援するとともに、ごみ処理全体の基本構想に基づき、次期ごみ処理施設や次期 一般廃棄物最終処分場の整備に取り組んでまいります。

「安全・安心な市民生活の保護」では、住民による自主的な防災活動に対する助成や新たな津波 浸水想定に基づく津波ハザードマップの作成や避難路の整備により、市民の生命と財産を守る取り 組みを進めてまいります。

また、小型動力ポンプ付積載車整備には、消防車両を初め消火栓、防火水槽などの消防水利施設の整備のほか、消防団活動を支援してまいります。

さらに、海岸の侵食防止対策や海岸整備、急傾斜地の保全や地すべり防止対策、融雪災害を抑止する施設整備など、安全・安心な国土保全及び防災・減災対策について、国・県に要望し、国土強靭化に努めてまいります。

第6章「地域が輝くまちづくり」について、申し上げます。

「自主自立の市民活動の推進」では、高齢化地域の集落機能の維持と地域力の向上に向け、「集落支援員」を配置するほか、「地域おこし協力隊」の外部人材の活躍により、持続可能な地域づくり活動を促進してまいります。

また、25歳を迎えた若者へふるさと糸魚川のよさを伝えることにより、若者が活躍できる機運の醸成に取り組み、移住・定住を進めてまいります。

あわせて、市民が主体となってまちづくりを進めるため、引き続き、地区集会施設整備への助成や地域づくり活動等の具体的な取り組みを定める「地域づくりプラン」の策定とその実現に向けた活動に対する支援を行ってまいります。

「地域に根付く人材の確保」では、自宅から大学等に通学するための新幹線利用への助成など、 大学生等の地元定着を促進してまいります。

さらに、移住・定住を促進するため、匠の里創生事業を促進するとともに、移住フェアや移住希望者による暮らし、就労体験など、移住受け入れ地域と連携した取り組みを実施してまいります。

「ジオパーク活動の推進」では、新たに新潟大学と連携した特別学習ツアーの開催や県内ジオパークの連携を進め、市民に学びの機会を提供するとともに、市民の地域への愛着と誇りを育成してまいります。

第7章「駅北復興まちづくり」について、申し上げます。

「災害に強いまち」では、大型防火水槽の設置や雨水幹線取水口の整備により、消防水利の充実 強化を図るほか、本町通りの無電柱化による町並みの景観向上に取り組んでまいります。

また、密集市街地防災方針の策定や住宅用火災警報器、消火器設置に対する支援により、市内全

域の火災予防を推進してまいります。

「にぎわいのあるまち」では、にぎわい創出広場の整備やビジネスコンテストの開催により、被 災地に元気を取り戻す取り組みを推進してまいります。

「住み続けられるまち」では、引き続き、相談員により、被災者の生活支援を行うとともに、交流による地域コミュニティ形成や訪問診療の機能を備えた復興市営住宅の整備により、住みよい住環境の形成に努めてまいります。

第8章「総合計画推進に向けた行財政運営」について、申し上げます。

「総合計画推進に向けた行財政運営」では、「コスト・スピード・成果を重視した行政経営」を 基本方針として「第3次行政改革大綱」に取り組むとともに、職員一人一人の意識改革とさらなる 能力向上に取り組んでまいります。

以上、平成30年度予算案の概要と主要な施策及びその取り組み方針について、申し上げました。 議員各位並びに市民各位の皆様方においては、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し 上げまして、議案第2号から同第13号までの提案説明とさせていただきます。

# ○議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑については、予算の大綱にとどめますようご協力願います。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、議長を除く19人の委員をもって構成する予算 審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (五十嵐健一郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、議長を除く19人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置 し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、平澤惣一郎議員、東野恭行議員、山本 剛議員、吉川慶一議員、滝川正義議員、佐藤 孝議員、新保峰孝議員、田原 実議員、保坂 悟議員、笠原幸江議員、斉木 勇議員、中村実議員、大滝 豊議員、田中立一議員、古川昇議員、渡辺重雄議員、松尾徹郎議員、髙澤 公議員、吉岡静夫議員、以上19人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました19人の議員を予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

なお、トイレ休憩等もここでお願いいたします。

〈午前11時15分 休憩〉

〈午前11時31分 開議〉

○議長(五十嵐健一郎君)

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、予算審査特別委員会が開かれ、正副委員長を互選し、その結果が届いておりますので、 ご報告いたします。

委員長に笠原幸江議員、副委員長に吉川慶一議員、以上であります。

日程第7. 議案第14号から同第27号まで

○議長(五十嵐健一郎君)

日程第7、議案第14号から同第27号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長 (米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第14号は、行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでありまして、行政組織の改編に伴い、関係条例中の課の名称の改正を行いたいものでございます。

議案第15号は、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでありまして、特別職の国家公務員の給与の改定等に準拠するとともに特別職報酬等審議会の答申を受けて、議会議員の議員報酬の額を改定するため、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第16号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでありまして、特別職の 国家公務員の給与の改定等に準拠するとともに、特別職報酬等審議会の答申を受けて、市長、副市 長及び教育長の給料の額を改定するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第17号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでありまして、県の一般

\_\_\_

職の職員の給与の改定等に準拠するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第18号は、職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてでありまして、県職員の退職手当の減額に準じ、市職員の退職手当の額を減額するための所要の改正を行いたいものであります。

議案第19号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでありまして、国民健康保険運営協議会の名称の変更等を行うため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第20号は、個人情報保護条例の一部改正についてでありまして、個人情報の保護に関する 法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人識別符号等の用語の 定義を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第21号は、手数料条例の一部改正についてでありまして、地方公共団体の手数料の標準に 関する政令及び新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正に伴い、所要の改 正を行いたいものであります。

議案第22号は、基金条例の一部改正についてでありまして、文化スポーツ振興基金を教育振興基金に統合し、国民健康保険制度の改正に伴い基金の名称等を改め、介護保険給付費準備基金の使用目的に保健福祉事業に要する費用を加えるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第23号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでありまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の改正に伴い、受給資格等の確認に係る規定等の改正を行いたいものであります。

議案第24号は、市立学校施設使用条例の一部改正についてでありまして、浦本小学校を大和川小学校に、市振小学校を青海小学校に統合することに伴い、所要の改正を行いたいものであります。 議案第25号は、社会体育施設条例の一部改正についてでありまして、浦本小学校グラウンドを 社会体育施設として利用するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第26号は、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでありまして、消防団員の報酬額を増額するとともに費用弁償の支給要件等を見直すための所要の改正を行いたいものであります。

議案第27号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてでありまして、小滝、平岩辺地など7辺地の公共的施設を総合的に整備するため計画を策定いたしたいものであります。

以上でありますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第8.議案第28号から同第30号まで及び同第40号

#### ○議長(五十嵐健一郎君)

日程第8、議案第28号から同第30号まで及び同第40号を一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

米田市長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長 (米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第28号は、烏帽子の里条例の廃止についてでありまして、平成28年の火災により、施設が焼失し、再建の予定がないため条例を廃止いたしたいものであります。

議案第29号は、道路占用料徴収条例の一部改正についてでありまして、県の道路占用料の改定 に準拠するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第30号は、簡易水道条例の一部を改正する条例の一部改正についてでありまして、姫川簡易水道の給水区域に仁王堂地区を加えるため、未施行の条例について所要の改正を行いたいものであります。

議案第40号は、簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでありまして、歳入歳出それぞれ200万円を追加いたしたいものであります。

以上でありますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第9.議案第31号から同第38号まで及び同第41号から同第44号まで

#### ○議長(五十嵐健一郎君)

日程第9、議案第31号から同第38号まで及び同第41号から同第44号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

#### ○市長(米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第31号は、手話言語条例の制定についてでありまして、手話の普及及び、聾者への理解の 促進を図るため、新たに条例を制定したいものであります。

議案第32号は、指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法等の改正に伴い、指定居宅介護支援等に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定いたしたいものであります。

議案第33号は、介護保険条例の一部改正についてでありまして、第7期介護保険事業計画策定 に伴い、保険料を改定するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第34号は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部改正についてでありまして、介護保険法等の改正に伴い、共生型地域密着型サービスの指定基準等を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第35号は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例 の一部改正についてでありまして、介護保険法等の改正に伴い、新たな介護保険施設である介護医 療院に係る規定を加えるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第36号は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでありまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第37号は、国民健康保険条例の一部改正についてでありまして、国民健康保険制度の改正 に伴い、国民健康保険運営協議会の名称等の改正を行いたいものであります。

議案第38号は、後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでありまして、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、国民健康保険の住所地特例適用者が後期高齢者となっても、引き続き同特例が適用されるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第41号は、国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)でありまして、歳入歳出それぞれ1億7,567万2,000円を減額いたしたいものであります。

議案第42号は、国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)でありまして、歳入歳出それぞれ100万円を減額いたしたいものであります。

議案第43号は、後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でありまして、歳入歳出それぞれ1,263万1,000円を追加いたしたいものであります。

議案第44号は、介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でありまして、歳入歳出それぞれ 1億2,520万2,000円を追加いたしたいものであります。

以上でありますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

# ○議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 46 -

○議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第39号

○議長(五十嵐健一郎君)

日程第10、議案第39号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

ご説明申し上げます。

議案第39号は、平成29年度一般会計補正予算(第9号)でありまして、歳入歳出それぞれ 8億2,448万4,000円を追加いたしたいものであります。

今回の補正は、国の補正予算(第1号)に伴う事業の追加、事業費確定や財源変更に伴う整理補 正が主なものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では基金積立金の追加、6款農林水産業費では中山間地域所得向上支援事業、県営中山間地域総合農地防災事業の追加、及び8款土木費では防災広場整備事業、駅北大火復興市営住宅整備事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれの所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、普通交付税を充当いたしました。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第2表及び第3表のとおりであります。 以上でありますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(五十嵐健一郎君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(五十嵐健一郎君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。 付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によってご了承願います。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議員